

本予約キャンセルについて

施設使用料の還付の場合

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のためにご利用をキャンセルされた場合、~~当面の間は、既にお納めいただいた使用料を全額還付。~~（2020年11月13日現在）**(2021年10月21日まで)**
- ・本契約から日程変更された場合、1つの催しに対し料金を納めてから、1回のみ日程変更可能。
(変更は前日までとする。)

使用料の還付

取消 全額	ホール条例 天災地変その他使用者の責に帰することができない事由により使用できくなったとき。 ギャラリー条例 (管理者が特別の理由があると認めるとき。) 災害その他使用者の責により帰することができない理由により使用できなくなった場合。
8割	ホール条例 使用日前、ホールにあっては21日、その他の室等にあっては7日までに使用取消した場合で市長が相当の理由があると認めたとき。 ギャラリー条例 (管理者が特別の理由があると認めるとき。) 使用者が展示にあっては使用日から起算して21日まで、創作室にあっては使用日から起算して7日前まで許可の取り消しを申請して、承認されたとき。
変更 差額の8割	ホール条例 ①使用日前、ホールにあっては21日、その他の室等にあっては7日までに変更を申し出た場合で市長が相当の理由があると認めたとき。 ②使用日の前日までに変更を申し出た場合で、市長において特別の理由があると認めたとき。 ギャラリー条例 (管理者が特別の理由があると認めるとき。) 使用日の前日までに許可の変更の申請をして、承認されたとき。

※端数取扱い ホール条例 10円未満切捨て ギャラリー条例 100円未満切捨て